

## 税務調査に関する改正事項 ▶▶平成25年1月より◀◀

税務調査の手續及び処分について改正が行われ、平成25年1月1日以後の税務調査から適用されます。

- ① 税務職員の質問検査権
- ② 税務調査において提出された物件の留置き  
(帳簿などの持ち帰り)
- ③ 税務調査の事前通知(抜き打ちの調査)
- ④ 事前通知を要しない場合
- ⑤ 税務調査終了の際の手續
- ⑥ 処分の理由附記

発行

SHIMADA  
ACCOUNTING



経営改善に取り組みませんか。

**島田公認会計士・税理士事務所**

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

## 1. 税務職員の質問検査権

質問検査権に関する規定について、各税法から集約し、国税通則法において横断的に整備するとともに、質問検査において、税務当局は納税者に対し、帳簿書類等の物件の提示・提出を求めることができることが法律上明確化されました。

## 2. 税務調査において提出された物件の留置き

今回の改正においては、国税庁等又は税関の職員は、国税の調査について必要があるときは、調査において提出された物件を留め置くことができることが法令上明確化されました。

税務調査の過程における「納税者等から掲出された物件」の税務職員による留置き（預かり）については、従来から、納税者等の承諾を得て「預り証」を交付した上で預かり、その後「預り証」と引き換えに返還することが運用上行われてきたところです。今回の改正においては、こうした「物件の留置き（預かり）」等の手続について、調査手続の透明性を図る観点から、法令上明確化されたものです（通則 74 の 7）。

具体的には、税務職員が物件を留め置く際には、その物件の名称や数量など所定の事項を記載した書面を納税者に交付した上で、善良な管理者の注意をもって管理することとされ、調査が終了した場合など留め置く必要がなくなった場合には、遅滞なく返還することが明確化されました（通則令 30 の 3）

### check

帳簿書類や証憑などを持っていかれる。

この物件の留置きは、元帳や証憑を税務職員が預って持ち帰るもので、従来から行われていたものですが、今回法令上明確化されました。

## 3. 税務調査の事前通知

税務当局は、税務調査を行う場合には、原則として、あらかじめ納税義務者に事前に通知をすることとされました（通則法 74 の 9①）。

### ①事前通知の対象者

事前通知の対象者は、納税義務者とされています。また、納税義務者に税務代理人がある場合には、税務代理人も対象となります（通則法 74 の 9①・③）。

### ②対象となる調査の範囲

事前通知の対象となる「調査」は、「実地の調査」とされます（通則法 74 の 9①）。

具体的には、納税義務者の事業所や事業所等に臨場して行う調査が、この「実地の調査」に該当することとなります。

### ③事前通知の内容

事前通知については、あらかじめ「実地の調査において質問検査等を行なう旨」及び「次の事項」を通知することとされています（通則法 74 の 9①、通則令 30 の 4①）。

(イ)調査を開始する日時

(ロ)調査を開始する日時において質問検査等を行おうとする場所

(ハ)調査の目的

④具体的な通知内容としては、納税申告書の記載内容の確認、納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認、その他これらに類するものとされています（通則令 30 の 4②）。

(ニ)調査の対象となる税目

(ホ)調査の対象となる期間

(ヘ)調査の対象となる帳簿書類その他の物件

- (ト)調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所
- (チ)調査を行う職員（その職員が複数であるときは、その職員を代表する者）の氏名及び所属官署
- (リ)納税義務者は、合理的な理由を付して「調査開始日時」（上記(イ)）又は「調査開始場所」（上記(ロ)）について変更するよう求めることができ、その場所には、税務当局はこれについて協議するよう努める旨
- (ヌ)税務職員は、「通知事項以外の事項」について非違が疑われる場合には、その事項に関して質問検査等を行うことができる旨

「通知事項以外の事項」に関して税務職員が調査を行うことは一切認められないということではなく、非違が疑われる場合にはその事項についても質問検査等を行うことができることについて、確認的に規定がされたものです。

また、こうした「通知事項以外の事項」に関して質問検査等を行う際には、改めて事前通知を行う必要はないこととされています（通則法 74 の 9④後段）。

### ☑check

事前通知は、「通知」とされているので、通常、電話と思われそうですが、納税者側にも連絡があります。また、上記のような内容を電話で伝えてくるので、準備する資料等はメモを取ることが必要でしょう。もっとも、通知した資料しか調査の対象としないということはないと思いますが……。

## 4. 事前通知を要しない場合

税務調査に際しては、上記のとおり事前通知を行うことが原則ですが、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、課税の公平確保の観点から踏まえ、「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と税務当局が認める場合には、上記の「事前通知」を要しないことが法律上明確化されました（通則法 74 の 10）。

### ☑check

#### 抜き打ちの調査

単に不特定多数の取引先との間において現金決済による取引をしているということのみをもって「通知を要しない」場合に該当するとはいえない、とされています。従来、飲食業などの「現金商売」は、事前通知が行われていませんでしたが、「現金商売」であるということのみをもって事前通知を要しないということにはならない、ということです。

### ☑check

「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の①から⑤に掲げるような場合をいう、とされています。

- ①事前通知をすることにより、納税義務者において、法第 127 条第 2 号又は同条第 3 号に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。
  - ③(国税通則法第 127 条第 2 号・第 3 号新設)
    - 当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
(⇒1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。)
    - 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者  
(⇒1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。)
- ②事前通知をすることにより、納税義務者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。

- ③事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。
- ④事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。
- ⑤事前通知をすることにより、納税義務者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記(1)から(4)までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する(強要し、買収し又は共謀することを含む。)ことが合理的に推認される場合。

## 5. 税務調査終了の際の手続き

### ①更正決定等すべきと認められない場合の通知

税務当局は、実地の調査を行った結果、更正決定等すべきと認められない場合には、納税義務者に対し、「その時点において更正決定等すべきと認められない」旨を書面により通知することとされました(通則法 74 の 11①)。

### ②更正決定等すべきと認められる場合における調査結果の内容の説明等

調査を行った結果、更正決定等すべきと認める場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容(更正決定等すべきと認めた額及びその理由を含みます。)を説明することとされました(通則法 74 の 11②)。

また、上記の説明をする際、職員は、納税義務者に対し、修正申告書又は期限後申告を勧奨することができることとされました。ただし、この勧奨をする場合には、「その調査結果に関しその納税義務者が納税申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる」旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付することとされました(通則法 74 の 11③)。

## 6. 処分の理由附記

国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分については、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、行政手続法の規定(同法第 8 条又は第 14 条)に基づき理由附記を実施することとされました(通則法 71 の 14①)。

なお、旧法下において記帳及び記録保存義務が課されていなかった個人の白色申告書に対する所得税の更正等に係る理由附記については、記帳及び記録保存の義務化と併せて実施することとされています。(所法 231 の 2①)。

### **☑check**

更正処分等の場合には、その理由を附記しなければならなくなりました。  
また、白色申告者については、記帳義務化と併せて実施されます。